



2024年6月21日

各 位

会 社 名 芦森工業株式会社
代表者名 取締役社長 財津 裕真
(コード:3526, 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員
管理統括本部長 土井 淳二
(TEL 06 - 6105 - 1863)

取締役及び執行役員に対する株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、株式報酬として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2024年7月19日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 14,068株
(3) 処分価額	1株につき 2,410円
(4) 処分価額の総額	33,903,880円
(5) 割当予定先	当社の取締役（※）5名 12,460株 当社の執行役員 4名 1,608株 ※ 社外取締役を除きます。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券 通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2024年5月10日開催の取締役会において、当社の企業価値の向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、役員報酬制度を改定し、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。

また、当該取締役会において、株式報酬制度を一体的かつ効率的に管理・運営するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、2024年6月21日開催の第124回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）にて再任された対象取締役（以下「再任対象取締役」といいます。）については、保有する株式報酬型ストック・オプションとしての未行使の新株予約権を権利放棄し、当社が無償取得する代わりに、再任対象取締役が放棄する新株予約権の目的である株式数と同数の譲渡制限付株式を報酬等として付与すること、また、本年の株主総会で退任する取締役については、保有する株式報酬型ストック・オプションとしての未行使の新株予約権を権利放棄し、当社が無償取得する代わりに、当該取締役が放棄する新株予約権の目的である株式数と同数の株式を報酬等として付与すること（以下「本移行措置」といいます。）を決議しました。

本制度の導入及び本移行措置については、本株主総会において、関連する議案につきご承認をいただいております。

本制度及び本移行措置の概要は、以下のとおりです。

<本制度の概要>

本制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数は年20,000株以内とし、年額18百万円以内とします。

また、本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、当該株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 法令、社内規則又は譲渡制限付株式割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を当然に無償で取得すること

<本移行措置の概要>

本移行措置に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数は10,000株以内とし、23百万円以内とします。

また、本移行措置に基づき再任対象取締役に交付する譲渡制限付株式には、譲渡制限付株式の交付日から当該再任対象取締役が当社の取締役及び執行役員のいずれも退任する日までの期間の譲渡制限を課すことといたします。

加えて、当社の執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入し、また、株式報酬型ストック・オプションとしての未行使の新株予約権を保有する当社の執行役員に対しても、本移行措置と同様の措置を講じることといたしました。

その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役5名及び当社の執行役員4名（以下「対象役員」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象役員の職責の範囲、各対象役員が保有する株式報酬型ストック・オプションとしての未行使の新株予約権の目的となる株式数その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計33,903,880円を付与し、それを現物出資させて当社の普通株式合計14,068株を処分することを決しました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社が、対象役員に交付する譲渡制限付株式につき、各対象役員と締結する譲渡制限付株式割当契約の概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象役員は、2024年7月19日（払込期日）から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはでき

ない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象役員が、2024年7月19日（払込期日）から2025年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位（以下「本地位」という。）にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時に本割当株式の全部につき譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により本地位を喪失した場合、譲渡制限期間の満了時に本割当株式の全部につき譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度及び本移行措置に伴い、割当予定先である対象役員に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2024年6月20日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,410円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上